

平成28年度 第1回
東京都商品等安全対策協議会
議 事 録

平成28年7月25日（月）

都庁第一本庁舎42階（北側）特別会議室B

午後1時30分開会

○生活安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成28年度東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

委員の皆様方には、お暑い中、またお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろから消費者行政をはじめとしまして、都の事業へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

私は、本協議会の事務局を務めております生活安全課長・宮永と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。本日、会長と進行を交代するまでの間司会を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、着席にて失礼させていただきます。

本日の議事に入らせていただく前に、本協議会の委員及び特別委員の皆様をご紹介します。

お手元の資料、会議次第を1枚おめくりいただきますと委員名簿がございますので、その順に沿ってご紹介させていただきます。

まず、委員のご紹介です。

東京消防庁参事防災部防災安全課長の門倉委員ですが、本日所用のためご欠席です。

代理といたしまして、防災安全課課長補佐の藤崎進稔様にご出席いただいております。

○藤崎氏（門倉委員代理） 藤崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 独立行政法人国民生活センター商品テスト部長の鎌田環委員でございます。

○鎌田委員 鎌田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事の釘宮悦子委員でございます。

○釘宮委員 釘宮でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 一般財団法人PL研究学会理事の越山健彦委員でございます。

○越山委員 よろしく申し上げます。

○生活安全課長 公益社団法人全国消費生活相談員協会週末電話相談室長の鈴木春代委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 国立研究開発法人産業技術総合研究所人間情報研究部門首席研究員の西田佳史委員でございます。

○西田委員 西田と申します。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 続きまして、特別委員のご紹介です。

全日本ブラシ工業協同組合の大久保正一委員でございます。

○大久保特別委員 大久保でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会顧問・小野裕嗣委員につきましては、少し遅れての到着を予定しております。

続きまして、日本チェーンドラッグストア協会の岸邊廣志委員でございます。

○岸邊特別委員 岸邊と申します。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 全日本ブラシ工業協同組合の櫻井晋也委員でございます。

○櫻井特別委員 櫻井でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 全日本ブラシ工業協同組合理事長の谷口啓司委員でございます。

○谷口特別委員 谷口でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 早川歯科医院院長の早川龍委員でございます。

○早川特別委員 早川でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会理事の松田妙子委員でございます。

○松田特別委員 松田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 緑園こどもクリニック院長の山中龍宏委員でございます。

○山中特別委員 山中です。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 続きまして、本協議会にオブザーバーとしてご出席いただいている方々をご紹介します。

経済産業省製造産業局生活製品課の飯塚奉弘様でございます。

○飯塚オブザーバー 飯塚でございます。よろしくお願いいたします。

○生活安全課長 同じく経済産業省商務情報政策局製品安全課の小山勝様でございます。

○小山オブザーバー 製品安全課の小山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 消費者庁消費者安全課の野田幸裕様は本日所用のためご欠席となっております。

代理といたしまして、消費者安全課・高瀬由希子様にご出席いただいております。

○高瀬氏（野田オブザーバー代理） 消費者庁の高瀬と申します。よろしくお願ひいたします。

○生活安全課長 続きまして、名簿を1枚おめくりいただきまして、裏面にございます事務局の紹介をさせていただければと思います。

消費生活部長の三木でございます。

○消費生活部長 三木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○生活安全課長 生活安全課の矢野でございます。

○商品安全担当 矢野です。よろしくお願ひいたします。

○生活安全課長 同じく吉本でございます。

○安全担当 吉本です。よろしくお願ひします。

○生活安全課長 同じく尾崎でございます。

○商品安全担当主任 尾崎です。よろしくお願ひします。

○生活安全課長 以上です。よろしくお願ひいたします。

続きまして、お手元の配付資料を確認させていただきます。机上に配付しております資料をごらんください。

まず最初に、会議次第になります。1枚おめくりいただきまして、1ページが委員名簿、めくっていただいて2ページが事務局職員名簿、3ページが座席表、4ページがこれまでの取組テーマです。5ページが東京都商品等安全対策協議会設置要領です。

以降、今回の資料となります。資料1、A3になりますが、平成28年度東京都商品等安全対策協議会「子供に対する歯ブラシの安全対策」、資料2、歯ブラシに関する子供の事故事例等、資料3、子供の事故の傾向・成長発達・歯科保健、資料4、歯ブラシの市場と商品の安全対策、資料5、歯ブラシに関する法規制、規格・基準、事故防止の取組等、資料6、子供に対する歯ブラシの安全に関するアンケート調査（案）、資料7、歯ブラシに関する事故再現実験（案）、資料8、今後の協議スケジュール（案）でございます。

このほか、お机に、昨年度はコイン形電池についてが協議のテーマだったんですけども、そのときの消費者への普及啓発としてつくりましたリーフレットと、本日、松田委員のほうから、子育てひろばの全国連絡協議会と書いてあるブルーの冊子と、黄色の利用者支援事業・子育て相談というリーフレットを置かせていただいております。

資料については以上ですが、不足等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、続けさせていただきます。

本協議会については公開とさせていただきます。

なお、報道関係の皆様方をお願いでございますが、カメラ撮りにつきましては議事に入るまでとさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、協議会開会に当たりまして、消費生活部長の三木からご挨拶を申し上げます。

○消費生活部長 消費生活部長の三木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には商品等安全対策協議会の委員並びに特別委員にご就任いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより東京都の消費者行政にご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げたいと思っております。

さて、本協議会でございますが、身近にあります商品の使用に伴う危害から都民を守るということのために、商品の安全対策について、事業者、消費者、また有識者の皆様方によりさまざまご検討いただいている会議でございます。

これまでの取組の成果を幾つかご紹介申し上げますと、平成18年度に取り組みました子供用衣類の安全確保では、子供服のひもの安全基準を定めたJ I S規格の変更、制定につなげております。昨年12月に公表されております。

また、平成21年度に取り組みました子供に対するライターの安全対策につきましては、チャイルドレジスタンス機能の法規制につなげることができております。

さらには、平成25年度のブラインド等のひもの安全対策におきましては、国におきまして、J I Sの規格原案の作成といったものが進められております。

また、昨年度でございますが、平成27年度は、子供に対するコイン形電池の安全対策に取り組んだわけでございますが、事業者団体に、子供があけにくい電池のパッケージの改良、あるいは誤飲のリスクといったものを低減した電池の設計・改良を要望し、国に対して、コイン形電池を使用する製品について横断的な安全基準の策定などを要望いたしましたところでございます。

こちらにつきましては、事業者団体によりまして、乳幼児が素手で開封できないようなパッケージの基準づくりが進められ、今年10月にガイドラインが発行される予定になってございます。市場へはあけにくいパッケージを順次導入すると聞いておりますし、また、電池そのものの改良についてもいろいろ着手をされていると伺っております。

このように、本協議会の取組は、国のご理解をいただきまして、都民、国民に対する商品の具体的な安全対策につながったものもありまして、そういった意味で協議会に対する期待も深まっているのかなと考えているところでございます。

さて、本年度の協議会でございますが、子供に対する歯ブラシの安全対策ということでご検討をお願いしているところでございます。今般、国民生活センター、東京消防庁、国立成育医療研究センターのご協力をいただきまして、東京都において調査を行ってございます。平成23年度以降起きています歯ブラシにかかわる受傷等で受診、あるいは救急搬送された5歳以下のお子さんの事例が337件発生しております。その中には、歯ブラシが口腔内に突き刺さって、治療のために入院等を要するような事例も61件あるというところでございます。

歯ブラシによる外傷は、刺さる方向によっては脳とか咽頭深部、深いところに突き刺さってしまったような場合、重篤な被害が発生することもあり得ますので、そういった意味でも早急な対応が必要と考えております。

一方で、歯ブラシは我々の生活にはなくてはならない商品でございまして、子供たちにとっても毎日使用するという意味では非常に重要な商品だと思っております。都といたしましては、事故の実態をしっかりと把握をした上で、実効性のある安全対策を検討してまいらなければならないと考えてございます。

今回、歯ブラシに関連する事業者団体の皆様方にもご協力をいただいて、メンバーに加わっていただきました。また、経済産業省と消費者庁の皆様方にはオブザーバーとしてご参加いただいております。重ね重ねありがとうございます。

日ごろからさまざまなお立場で商品の安全対策、消費者の安全対策に取り組んでいらっしゃる皆様方にぜひ多角的な視点からご検討いただきまして、子供に対する歯ブラシの安全対策につきましてご提言をいただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

簡単でございますけれども、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 それでは、これより会長及び副会長の選任をいたします。

会長の選任は、協議会設置要領第6に基づきまして、消費生活部長が指名することとなっております。

それでは、部長から指名をお願いいたします。

○消費生活部長 では、恐れ入りますが、昨年度に引き続きまして、会長につきましては越山委員をお願いしたいというふうに思っております。

また、会長の職務を代理する委員である副会長につきましては、西田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○生活安全課長 それでは、ここからは越山会長に進行をお願いしたいと思います。

越山会長、よろしくお願いいたします。

○越山会長 よろしくよろしくお願いいたします。

私は、普段は大学で製品安全論や、子供の事故の防止対策などに取り組んでいます。その中でよく市民の皆さんと、消費生活教育の一環として、子供の事故を減らすにはどうしたらいいのかというようなディスカッションをすることがあります。

そうするといろいろな事故や危険を感じたことなどがあるというようなことがわかってきます。一般の消費者はなかなか問題がどこにあるかよくわからないこともあります。しかし、そんな事故の危険性やひやっとした感じみたいなことをお話いただくと、結構その中で共有できる重要な情報がかなりあるんですね。

少しずつでもそういう事故を減らすような方向で、我々は研究者としての視点で何かを考えたり、あとは消費者教育や啓発のような形で、皆さんに事故が少しでも減るように働きかけることを普段からしております。

東京都の協議会は、実は以前から子供の事故があるという領域ではありますがその情報がなかなか表に出てこない問題に焦点をあててきています。なかなか表に出ないのは、そういう事故や危険を体験した人は、もしかすると自分が悪いんじゃないのかなと思ったりすることがあるということです。このようななかなか情報が公の場に出てこないような領域のものを扱っていかうというものです。

ですから、総合的には事故の件数が減る方向で何らかの検討を行い、どういう分野であったとしても1年に1アイテムずつしかこの協議会では考えることはできませんが、それでも関係の皆さんのご理解とご協力をいただければ、少しでも事故を減らす方向で協力して対策がとれるのではないかなというような思いで、この協議会を毎年お手伝いさせていただいているような次第です。

それでは、先ほど事務局の方からお話がありましたけれども、カメラ撮りはここまでということになりますので、大変申しわけありませんけれども、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして進行させていただければと思います。おおむね15時30分を目標に終了させていただければと思っておりますので、ご協力をお願いできれば幸いです。

まず議事の1、子供に対する歯ブラシの安全対策に関する検討について入ります。

検討に当たりまして、国内の安全対策など事務局が資料を準備しております。最初に、

資料1から5までを一括して事務局から説明していただき、その後、検討に入りたいと思います。それでは、事務局の方、お願いいたします。

○安全担当 生活安全課安全担当の吉本と申します。

座ったままで資料についてご説明させていただきます。

それでは、お手元にごございます資料1をごらんいただき、資料2から資料5についてご説明いたします。お手数ですが、資料1を外していただいて、横に並べてお聞きいただければと思います。よろしく申し上げます。

今回のテーマは、子供に対する歯ブラシの安全対策ですが、子供用の歯ブラシということで、子供自身が使用するものと保護者が仕上げ用に使用するものを対象と考えます。

それでは、資料1の「子供に対する歯ブラシの安全対策」をごらんください。こちらには、資料2から資料5の要点を事故情報、子供の事故の傾向・成長発達・歯科保健、市場と商品の安全対策、法規制、規格・基準、事故防止の取組に分けて記載しております。こちらに沿って説明してまいります。また、資料2から資料5は、それぞれ1ページ目に概要を枠で囲ってまとめているので、参考にしてください。

資料1、左側の事故情報をごらんください。このたび、東京消防庁、国民生活センター、国立成育医療研究センターに情報提供のご協力をいただき、都で把握した平成23年以降起きている歯ブラシによる受傷で救急搬送された、または受診した5歳以下の事例は全部で337件でした。そのうち、入院した事例は61件でした。

また、都が独自で行った子供を持つ3,000人を対象としたヒヤリ・ハット調査では、「歯ブラシでけがをした」32件、「けがをしそうになった」211件の回答であり、1割近い人が歯ブラシによる子供の危害やヒヤリ・ハットを経験していました。

入院を要した事故事例から3例を枠に囲んでお示ししております。

歯ブラシを口に入れたまま歩き回り転倒。転倒時にタンスにぶつかり、喉に歯ブラシが刺さった（2歳、5日間入院）。

仕上げみがきの後、歯ブラシをくわえたままソファで寝ていたが、母が目を離れたときにソファから転落。口腔内に歯ブラシが刺さって出血した（1歳、5日間入院）。

床に座って自分で歯ブラシを持って歯をみがいていたときに前方に倒れた。床はフローリング。歯ブラシは折れていなくて、先に血がついていた（1歳、8日間入院）。

これら337件の事故の発生状況を分析した結果を事故事例の右側に枠で囲んでお示ししております。事故件数は1歳が最も多く、次いで2歳、3歳の順でした。また、受傷の要

因は「転倒」が約6割を占めており、次いで「ぶつかる」「転落」の順でした。

転倒に至った状況は、1、2歳は「立っていた・歩いていた」、3歳では「走っていた」が多く、また、床等に「座っていた」状態から前に倒れるなどして転倒し、中等症以上の事例もありました。

これらの詳細を資料2にまとめております。資料2をごらんください。資料2の3ページの表2-2は、東京消防庁の救急搬送事例、5ページの表2-3が、医療機関ネットワーク情報等の受診事例のうち入院事例をお示ししております。これらは、ご提供いただいた医療機関ネットワーク情報と国立成育医療研究センターからの情報のうち、同一事故と思われるものを除いて集計したものです。

さらに、そのほかの事例として、8ページから10ページには、日本小児科学会のウェブサイトより、「Injury Alert（傷害速報）」に掲載されている事例を3件載せております。

また、11ページには、全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）の検索事例について記載しております。平成23年以降受け付けの消費生活センターに寄せられた相談のうち、歯ブラシに関する5歳以下の危害及び危険に該当する相談は6件でしたが、受診までに至らぬ事例のため、事故事例の件数には入れておりません。

12ページから26ページに、把握した事故事例337件の分析結果の詳細をお示ししております。

さらに、27ページから30ページに、都が独自に行ったヒヤリ・ハットアンケート調査の分析結果をお示ししております。

調査対象の詳細と設問の内容を27ページにお示ししております。

29ページをごらんください。この調査で、歯ブラシでけがをした、しそうな原因と考えられるものについて尋ねたところ、最も多い回答は、「保護者が乳幼児から目を離した」、次いで「乳幼児が保護者の予想しない行動をした」で、経験者の半数以上がこれらのどちらかが原因であると答えていました。

29ページから30ページにヒヤリ・ハット事例を幾つかお示ししております。

31ページから33ページに各国の子供の歯ブラシに関する事故状況について、一般財団法人自治体国際化協会にご協力いただいた調査結果をまとめたものをお示ししております。海外の事故については、32ページのオーストラリアの3つの州と、33ページの韓国についてわかりました。このほかの国について情報を入手しましたら、第2回協議会以降にも報告してまいります。

続きまして、資料1の左側下段、子供の事故の傾向・成長発達・歯科保健についてご説明いたします。こちらは、今回のテーマを検討するに当たり、事故の多い子供の年齢、成長発達段階の特徴、乳幼児の歯みがきの必要性についてまとめたものです。詳細を資料3にまとめておりますので、あわせてごらんください。

子供の事故の傾向ですが、厚生労働省の人口動態統計調査によると、子供の死因の上位に不慮の事故があります。また、医療機関ネットワークの12歳以下の子供の事故情報では、1歳児の事故が最も多く、次いで2歳、0歳の順となっています。

さらに、そのうち歯ブラシの事故の要因となる転倒の事故は、1、2歳では0歳の約3倍の件数になっています。こちらについて、資料3の2ページ、表3-1に14歳までの年代別の死因の順位をお示ししております。また、3ページ、表3-2に医療機関ネットワーク情報の年齢別件数と割合を、4ページ、表3-3に事故のきっかけの件数を年齢別にお示ししております。

次に、子供の成長発達についてです。3歳の子供の身長は成人の6割弱ですが、頭囲は9割弱の大きさであり、子供は頭が大きく、不安定であることがわかります。また、運動機能の発達は、生後11カ月から12カ月ごろで「つかまり立ち」、1歳3カ月から4カ月ごろで「ひとり歩き」が可能となりますので、1～2歳では歩行が不安定な時期であることがわかります。子供の身体の詳細は、資料3の6ページ、表3-4にお示ししております。

次に、子供の歯科保健についてです。乳歯の虫歯は永久歯の虫歯の要因になったり、あご、顔面の正常な発達にも影響を与えます。このため、乳児期の虫歯予防を進めることに大きな意義があります。また、幼児期は成長発達が旺盛な時期であり、発達過程における幼児の行動は、虫歯の発生やあご、顔面の成育とも関連があり、しつけの面でも大切な時期となります。

一方、幼児のひとりみがきは清浄効果が不十分であるため、保護者の仕上げみがきが必要となります。こちらにつきまして、詳細は資料3の8ページから12ページに、乳児、幼児、また年齢ごとに歯科保健の留意すべき事項をまとめておりますので、ごらんください。

次に、歯ブラシの市場と商品の安全対策についてご説明します。資料1、右側の上段をごらんください。詳細は資料4にまとめております。

本日、事前調査にご協力いただきました製造事業者の皆様のご協力により、安全対策の施された子供用の歯ブラシを何点かご用意することができましたので、お返ししますので

どうぞご了承ください。

家庭で使用される歯ブラシの市場販売数量は、平成27年の数値で2億9,700万本、そのうち子供の歯ブラシは3,600万本、全体の12%を占めます。

また、歯ブラシの販売経路は、ドラッグストア、スーパー、ホームセンターが主なものとなります。

子供用の歯ブラシの種類は、月齢・年齢、歯の本数、乳歯期、生えかわり期などに応じた商品があります。

また、子供自身が使用するもの、保護者が使用するもの、両方を兼用するものがあります。

子供用の歯ブラシのうち、乳幼児向けの歯ブラシは、歯ブラシ製造事業者の製品だけではなく、育児用品の製造事業者が製造する商品もあります。

子供用歯ブラシの形状を資料4の4ページに図でお示ししております。形状が成人用の歯ブラシと同じものを通常タイプと呼ばせていただきます。そのほか、喉突き防止対策のため、持ち手をリング型にしたり、安全具をつけたり、持ち手に喉の奥に入れ過ぎないように目安になるコブをつけたものなどがあります。

また、子供用の歯ブラシの一例について、適用年齢と種類をまとめたものを資料4の5ページ、表4-1にお示ししております。適用年齢と歯ブラシの種類は製品ごとにさまざま、子供の成長段階に応じて、安全対策と歯みがきのしやすさのバランスなどが考慮されています。

商品の安全対策ですが、現在のところ、子供用の歯ブラシの統一的な安全基準はありませんが、製造事業者それぞれが安全対策を講じています。資料4の6ページから8ページに商品の安全対策の具体的な内容についてお示ししています。主に0歳から3歳ごろまでの乳幼児向けの商品では、構造等により喉突き防止対策を講じたものがあり、通常タイプやコブ付きタイプの子供用の歯ブラシにおいても、ネックの長さやヘッドの形状などについて安全性が考慮されています。

商品の注意表記については統一的な基準はないため、商品ごとに異なる状況です。事故防止のための注意表示の例を資料4の7ページ、図の4-6にお示ししております。

次に、歯ブラシの法規制、規格・基準、事故防止の取組についてご説明します。詳細は資料5にまとめております。

歯ブラシは、家庭用品品質表示法とJISにより、表示項目、品質、材料、試験方法等

について規定されています。家庭用品品質表示法では、柄の材質、毛の材質、毛の硬さ、耐熱温度を商品に表示したものの氏名・住所等を表示することが規定されています。また、J I Sには品質、材料、試験方法、検査方法、表示について規定されています。

国際的には、国際規格 I S Oが推奨基準となっており、J I Sに規定されていない耐久性、耐薬品性、柄の耐衝撃性等が規定されています。国際規格との整合を図るため、J I Sは今後改定される予定です。

J I S、I S Oともに子供用の歯ブラシも適用対象に含まれていますが、子供用の歯ブラシについて特別に設けた事項や喉突き防止について規定した項目はありません。

子供の喉突き防止に関連する規格・基準としては、規格等の策定に当たって参照すべき指針文書である I S O / I E Cガイド50、子供の製品事故防止のためのガイドラインがあります。I S Oガイド50によると、鋭いエッジや先端は製品の機能性を満たすために尖っていますが、子供が口に入れたまま歩いたり走ったりすることはよくあるとされ、転倒による傷害のリスクや、低減する方策が挙げられています。その製品の一例として、歯ブラシやフォークが挙げられています。

このほか、歯ブラシに関する事業者団体の自主規格として、全国ブラシ工業協同組合の自主規格があります。資料5の3ページをごらんください。同組合では、組合独自の品質推奨マーク制度を設けて、加盟している製造事業者に対して品質の向上を促しており、これは消費者にとっても品質保証の目安となっています。

子供用の歯ブラシに関する規定は今のところありませんが、同組合は、J I Sに規定されていない歯間ブラシについて組合自主規格を設け、それが国際規格にも採用されるなど、歯ブラシ及び関連製品の品質向上に積極的に取り組まれています。

次に、国、関係機関等の事故防止の取組についてご紹介します。

東京都では、「乳幼児の転落・転倒事故防止ガイド（ヒヤリ・ハットレポート No.11）」や、「乳幼児の身の回りの製品事故防止ガイド（ヒヤリ・ハットレポート No.12）」、消費生活総合センターが発行する消費生活情報誌などを用いて、歯ブラシによる事故について注意喚起を行っています。

消費庁国民生活センターでは、平成25年3月に歯ブラシに関する事故情報やアンケート調査の結果を公表し、注意喚起を行っています。そのときのアンケート調査結果では、歯みがき中の事故について危ないと感じている保護者は8割いる一方、喉を突き刺す事故については聞いたことがないという回答が7割でした。

東京消防庁では毎年、「歯と口の健康週間」にあわせて、日常生活における事故情報「乳幼児の歯みがき中の事故に注意！」を発表し、歯みがき中の事故防止を呼びかけています。

資料5の4ページをごらんください。先ほど資料2の事故事例でもご説明しましたが、日本小児科学会では、子供の傷害を予防するために、学会誌と学会ホームページに「Injury Alert（傷害速報）」を設け、歯ブラシによる刺傷について3つの事例を紹介しています。

また、日本小児歯科学会では、東京消防庁の救急搬送データを掲載した「楽しく安全に歯みがきをする習慣を身につけよう」リーフレットを学会ホームページに掲載し、歯みがき中の事故防止を呼びかけています。モノクロで恐縮ですが、リーフレットを資料5の参考資料としておつけしていますので、ごらんください。

資料5の5ページから各国の歯ブラシに関する法規制、規格・基準、安全対策の取組等をまとめております。

歯ブラシに関する国家強制法規があるのは中国で、製品の表示や検査制度が設けられています。また、イギリス、フランスでは、ISO規格を国の規格として採用しています。アメリカ、カナダでは、歯ブラシは医療機器として法規制対象となっていますが、最もリスクの低い機器に分類されており、製品の販売について届け出や認可が免除されています。海外の情報については、今後さらに情報を入手しましたら、第2回協議会以降にも報告してまいります。

資料1から資料5の説明は以上です。

○越山会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速検討に入りたいと思います。本日は初回になりますので、まず各委員の皆様の日ごろからの取組や活動などもご紹介いただきながら、配付資料に関する補足やご意見などをお伺いできればと思っております。

進め方ですが、皆様にご発言いただきたいのですが、会議の進行の都合もございますので、ご発言は1～2分をお願いしたいというようなタイムテーブルがございます。よろしくご理解いただければと思います。

それでは、配付資料の関連順番に従って、それぞれの関係する委員の皆様からお話をお伺いできればと思っております。

まず最初に、資料2で事故事例等について事務局から説明がございました。医療機関ネ

ネットワーク情報などを基に注意喚起をされています国民生活センターの鎌田委員がきょうお越しになっております。まず最初に鎌田委員から補足事項といたしますか、ご発言いただければ幸いです。

○鎌田委員 ご指名がありましたので、発言させていただきます。

私どもは医療機関ネットワークという事業を行っております、消費者庁と共同事業なんです、当初、ご協力いただける病院が13の機関で始まったんですけれども、前年度からは30病院に対象を広げてございます。情報的にはそんなに急激に医療機関からの情報収集がふえたということでもないんですけれども、対象としている病院が当初の13から今現在30になっているということであります。

それで、私どもは、先ほどご紹介がありましたように、P I O - N E Tというのは消費生活センターに入ってくる情報でございますけれども、P I O - N E Tに入る情報というのは、商品がおかしいとか、消費者自身は何もおかしくない、自分に落ち度はない、商品が悪いんだというようなことで入ってきます。

ただ、歯ブラシですとか、前年度のコイン形の電池もそうだったんですけれども、なかなかP I O - N E Tには少なく、やはり医療機関のほうに入ってくる商品が多いという商品は、共通した子供に対する危害が発生してしまう商品なのかなと思っている次第でございます。

しかし、私たちも、3年ほど前になるんですけれども、そういった歯ブラシの事故もあるということでいち早く情報をキャッチしましたので、消費者庁と一緒に、先ほどご紹介がありました平成25年3月に注意喚起情報ということで、「乳幼児の歯ブラシによる事故に注意！」ということを報道させていただきました。

それで、この中にもいろいろアンケートをとったりはしておるんですけれども、今回、また新たに東京都さんのほうもアンケートをとっていただけるということで、25年に公表した際は、喉を突くような事故があるということを保護者が知っている方が3割、7割は知らないということでしたので、また今回のアンケート（案）も、ちょっと先ほど拝見させていただきましたけれども、同じような質問事項が入っておりますので、どれだけこういった親御さんたちがふえているのかなということは興味を持っているところであります。

私たちも25年に注意喚起はしておりますけれども、それ以降事故が減っているわけではございませんので、また事業者団体さんも来られていますので、よりよい対策がとれればいいかなと思っている次第です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、救急搬送事例等も挙がっておりますので、東京消防庁の藤崎委員様がお越しになっております。少し補足いただければと思います。

○藤崎氏（門倉委員代理） 東京消防庁防災安全課の藤崎と申します。本日、参事の防災安全課長の門倉のほうが所用で欠席、代理ということで申しわけございません。

東京消防庁は、こちらの資料でもご紹介いただきましたとおり、救急車の搬送事例の統計を持っていることもありまして、いわゆる都民生活の事故ということで統計をとっているところがございます。年間12万7,000件～8,000件と非常に多くの都民生活の事故の数字が挙がっている中の歯みがき中の事故、歯ブラシの事故というのは1つの事例ではあるんですが、数値から見ましても、0歳から4歳のお子さんの事故というのは、高齢者に引き続いて非常に件数的にも多く挙がっているところがございます。

また、お子さんに関しての事故というのは、一步間違えれば命の危険につながるような重大な事故にもつながるといことで、東京消防庁といたしましても、救急のデータというのは、手前味噌みたいになってしましますが、ほかの関係機関さんが持っていない情報だと思いますので、逆に私たちがそういったものをいろいろ情報収集をさせていただいて、また関係機関の方に情報提供をさせていただいて、連携することで少しでも事故が減ればなというような観点で、今回の資料等にも協力をさせていただいているところがございます。

また、お子さんの事故としましてもう1つ特徴といいますか、注意喚起の中で、私も日ごろそういった事故をよく見ておるんですが、歯ブラシに限らず、お子様というよりも保護者の方に知っていただくことで、非常に減らすことができるものも多いと思います。例えば最近よくあったのが、2階、3階の窓とかベランダからの墜落事故というのも、ここ何件が報道発表されているようなこともあります。そういったところも、子供というよりも保護者の方が気づいて、その危険要因をちょっと排除していただくことで事故が防げるというようなものも多数あると思います。

そういったところも踏まえまして、今回の歯ブラシについてはお子さんが走ってしまっという不測の事態というのものもあるんですけれども、そういった中で、どういったときに発生しているかといったものを私たちの情報からいろいろ分析・検討させていただいて、事故防止につなげる一つでも多くの手だてが講じられればなと思っております。

以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、日本小児科学会の傷害速報からの事例もご紹介します。日本小児科学会の会員でもあらせられます緑園こどもクリニック院長の山中委員にお話しいただければ幸いです。

○山中特別委員 小児科の領域でも、口腔内にいろいろなものが刺さって受診する例が多いのです。歯ブラシに限らず、例えば子供用のしつけ箸は指が固定されているので、口にくわえたまま椅子から落ちると刺さったり、太鼓のばちを持っていて転んで刺さる、かたいストローを口の中に入れていて歩き回って転んで刺さるなど、そういう事例がかなりたくさん来ます。

傷害速報にも挙げてありますように、口腔の上は脳で、脳底部、脳の底に相当しますし、口の奥に入れば硬い骨があり、突き刺さりますと口腔内のバイ菌が入って咽後膿瘍というかなり重症な事故になります。事例3を見ていただければわかりますように、1カ月半で407万円もの医療費がかかっているんですね。社会的な負担は非常に大きいということを皆さん方に知っていただきたいと思います。

先ほど来、親が知っていればという話がありましたが、知っているだけではだめで、どうしたら解決できるのかという方法まできちんと知っていないと予防はできないわけです。こういう日常的に使うもので子供の事故が起きている。漫然と5年、10年同じことが起きているというのは、やはり何らかの対策が必要ではないかと現場では思っています。ぜひこの会である程度の指針を出していただき、それが社会に伝わって予防につながるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続き、資料3で子供の事故の傾向・成長発達・歯科保健の資料がございました。日本小児歯科学会の常務理事でもあらせられます早川歯科医院の院長、早川委員がお越しいただいておりますので、ご発言いただければと思います。

○早川特別委員 まず、このような機会を東京都の皆様につくっていただいたことを、小児歯科学会を代表し深く感謝を申し上げます。

私どもは日常歯ブラシの使い方を説明するのも仕事の一つなのですが、実際に事故があった子供たちは我々のところにはほとんど来院いたしません。ですから、実際の事故情報としては、数字を持っておらず多方面の皆さま方から事故に遭った状況を教えていただいているのが実情です。参考資料にあります小児歯科学会リーフレットの事故実態の数字につきましても、何らの調査より引用するという方法しかないのが現状でございます。

皆さんのお話を聞きながら、自分たち歯科医療者が歯ブラシはこういう使い方をしなさいという側に立っているわけで、一体どのようにしたらこういう事故が減るだろうかということはずっと考えておりました。発達的にいえば、3歳までは子供が実際に歯ブラシを使ってもお口の中はきれいになりませんので、事故を起こさないことを第一に考えれば、その時期までは完全に親の範疇に入った中で歯ブラシを使わせるということが1つ。

それから、小児歯科学会員としてはリーフレット等でほとんど周知できているのではないかと思うのですが、非会員がかなりおりますので、そこに来院している子供たちの親にはどのような歯ブラシの使い方を説明されているかわからないということが1つ。

そして、残念なことなのですが、小児歯科という看板が非常に多く出ているのですが、小児歯科の専門教育を受けた歯科医師は、看板が出ている中で非常にわずかなのが実態です。そこへどのように周知をしたらいいのかということも、頭の中で考えておりました。

○越山会長 ありがとうございます。非常に参考になりました。

それでは、資料4で歯ブラシの市場と安全対策という資料がございました。資料5で歯ブラシに関する法規制、規格・基準、事故防止の取組状況についての説明もございました。関係事業者団体の委員から、これらも含めましてご意見を伺えれば幸いです。

まず最初に、歯ブラシ製造事業者の団体であります全日本ブラシ工業協同組合の谷口委員様、よろしくお願いたします。

○谷口特別委員 私、業界を代表してのお話になるんですけども、子供さんの事故というのは、割と統計としては東京消防庁さんしかお持ちではないんです。大阪なんかはあまり統計的にはございません。大阪市と堺市がありましたですかね。これを見まして、かなりたくさん事故が起こっているんだなというところで、我々として、今回こういうお話をいただいたときに、どのような対策をとれるのかということで、この会議を使ってお話しさせていただけたらと思います。

我々の業界はかなり中小企業の集まりでございまして、やはり小さいところが多いわけですね。ここで事故を防ぐというのは必要なことだと業界としては思っているんですけども、そうしたら対策をどうするのかというのをこの会議で進めていただいて、あまり強硬なというんですか、歯ブラシの形状を変えるとかということになると金型がかなり必要になるわけですね。それに対して非常に費用がかかる。中小零細の企業がそれにすぐに対応できるかというのが非常に問題なところでございます。

決して事故を軽視しているわけではないんですけども、万が一企業の負担が大きくな

って、子供の歯ブラシを小さいところはほとんどつくれなくなる。そういうことにならないかどうか、我々業界の代表としてはちょっと懸念するところがございます。

事故というのはなくしていかなければならないという考えは持っておりますけれども、それをどういうふうにしていくか。業界としては、やはり問題は親の問題が非常に大きいんじゃないか。こういう危険があるというのをいかに親御さんに周知させるかというのが非常に重要なことではないかという意見が大体多数あるわけですね。その辺のところを考慮していただいて、何とか我々業界団体と折り合えるところで対策を考えていただけたらと思っております。以上でございます。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、全日本ブラシ工業協同組合の大久保委員様、お願いいたします。

○大久保特別委員 本日は企業の代表として出させていただきます、ありがとうございます。

我々は、先回、先ほどの鎌田先生ですとか、山中先生とか、平成25年のときに告知をしていただいたとき、いわゆる歯ブラシの重大な事故に気をつけましょうというときに、1つの事例の中で弊社の商品が取り上げられたということもありまして、それ以来、どうやれば事故を防げるのかということについては開発を進めてきたということでございます。

特にお子様は、企業はさまざまなシチュエーションでさまざまな仮定を持って、製品の安全ということを担保しているつもりではございますけれども、それを超えてしまうような形で、特にガイド50なんかですと、見えないお子様というんでしょうか、保護者の目には届かないところに対して、製品では何をどこまでやればいいのか。例えば大人の環境でお子様は育ちますので、家庭内のハザードはどういうふうには減らせるのかといういわゆる総合的なアクションが大事ななとは思っています。

ただし、先ほど来皆様からおっしゃっていただいているように、平成25年に情報発信していただいて以来、いわゆるすごい重篤な、死一步手前のようなものについては、啓発という形の中で少し効果があるのかなというふうにも捉えております。

手前勝手でございますけれども、1歳半健診のときに歯ブラシの危険度について正しく歯ブラシをしましょうと、先ほどの早川先生のほうからも啓発パンフレットを出していただいているということですが、一私企業ではございますけれども、さまざまなシチュエーションで保健所を通じて啓発という活動もさせていただいております。

今回、これで大丈夫だというような回答というのは非常に難しいのかもしれませんが

ども、一歩でも、半歩でも、1メートルでも改善ができるように、こういった機会を通じて我々も知見を積み重ねていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、同じく全日本ブラシ工業協同組合の櫻井委員様、お願いいたします。

○櫻井特別委員 櫻井でございます。日ごろは、サンスター株式会社で研究開発を担当させていただいております。

今回の安全対策ということですが、資料を見せていただいたり、あるいは弊社のこれまでの事例のようなことを少し見てみまして、大きく2つのことを考えないといけないのではないかと考えています。

事故の起こらないものをつくろうと思ったら、もしかしたらつくれるかもしれません。その一方で、歯ブラシとしての役割をどこまでバランスを持って保てるのか、ここが非常に大事な点と考えています。先ほど早川先生は、1歳、2歳の子はあまりみがけないと。もちろんそうかもしれません。それだけではないですね。口腔衛生ということだけでなく、しつけという部分もあるかもしれません。

それから、実はこれは実際に調べてわかったことなんですけれども、私ども事業者では、仕上げみがき用ということで、お父さん、お母さんが、子供さんのためにみがいた後にもう一度仕上げでみがいていただくタイプの歯ブラシを出させていただいておりますけれども、この歯ブラシを使ってみがいておられる親御さんは極めて少数でして、実際には子供さんが使っておられる歯ブラシをそのままその後で使ってみがかれるという例が非常に多々ございます。したがって、そういうことも含めて、歯ブラシにどう機能を持たせるのかというバランスを持っていかないといけないだろうなというふうに考えています。

先ほどご説明いただいたように、親御さんがこういった事故のことを知っておられる方が約3割ということですので、私ども業界も含めてこれをまず知らせるという部分が十分足りていないというところを何とか改善することが、先ほど先生方が言われていましたけれども、実際に事故が起こらないように予防しないといけないわけですが、まず伝わらないと、いろんな製品を出していても、その製品の役割自身を理解してもらえない。こんなことになろうかと思っておりますので、ぜひとも伝えるという部分に少し工夫を考えていかなければならないんじゃないかなと考えています。

先ほど大久保様が言われましたけれども、どんな機会に親御さんは私どものお話を腹に入れて聞いてもらえるのか。それはやはり子供さんの生活習慣とかの相談に乗っていく機

会、不特定多数に我々が情報を出すホームページという部分では少し難しい部分があったりするのかな、そんなことを少し個人的には思ったりもしているものですから、そのあたり皆さん方のご意見をいただきながら、何か前に進めることができたらと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、販売事業者団体の日本チェーンドラッグストア協会の岸邊委員、よろしくお願いいたします。

○岸邊特別委員 日本チェーンドラッグストア協会理事企業で、株式会社龍生堂本店の岸邊と申します。新宿を中心に30店舗ほどドラッグストア及び調剤薬局をさせていただいている企業で、まさに本日は、消費者の皆様が一番近いところの意見という形で多分呼ばれたのかと思います。

この話をいただきまして、私なりにいろいろと調べてきたのですが、実際歯ブラシ事故に関しましては、調べればメーカー様、消防庁の方とか、消費者庁とか、NHKの特集とか出てはくるんですけども、この現状を調べないと、やはりドラッグストアに勤めている人間でも、もしかしたら知らない人間のほうが多いのではないかと思います。

その理由につきましては、通常、お子様の歯ブラシを販売するに当たっては、第一の目的としては虫歯予防というところに、どうも今までの販売においては着目していたのではないかというイメージがあります。いかにお子さんに歯ブラシに興味を持ってもらって、歯みがきをできるのか。いろいろな意味でキャラクターの歯ブラシとか、味のおいしい歯みがき粉といったところで、まずは歯みがき習慣、興味をそそるような販売方法をしていったのかというふうに反省をさせられます。

同じように、お客様の訴求を促すPOP等に関しましても、例えばフッ素コートのお歯みがき、予防のできるコート剤がありますよとか、今までお話がありましたとおり、お母様の仕上げみがきのやり方等のほうにどうも提案が行っていたのかなというふうに反省をさせられました。

それに伴いまして、メーカー様で、特にベビーメーカー系で、先ほどサンプルも出てきた喉突き防止用歯ブラシをつくっているメーカー様等にも、そういったたぐいのPOP等はないかという打診もしてみたのですが、基本的には喉突き防止に関して、変な話ですけど事故の暗いイメージになると思うので、そういったところのPOP等の提案に関しては今までやったことがないみたいなご回答をいただきました。

今後、販売店といたしましては、去年つくったコイン形電池のようなリーフレットを、

子供の歯ブラシをお買い上げになったお客様が来たときには社員に徹底して袋の中に必ず添えるというような啓蒙活動とか、先ほどから出ているような仕上げみがき等の提案POPではなくて、そういう事故の事例もやはり包み隠さず出していったほうがいいのかなどというふうには思います。

ただ、販売だけで申し上げますと、今のドラッグストアの現状としましてはセルフ販売が一般的で、社員のいるレジもそうですけれども、パートタイマーのやっているサッカーレジ、いわゆるセルフチェックレジの通過になりますと、どこまで徹底できるかというところも怪しくなってきます。そこは社員教育等を徹底するのはもちろんですけれども、それ以外に、弊社のほうでもこれとは別の取組にはなりますが、昨今言われているかかりつけ薬局とか、健康ハブステーションという形で、いかにドラッグストア、調剤薬局が医療を含めて地域の機関と連携できるかということを探索しております。

弊社の事例で申し上げますと、多摩センター、サンリオピューロランドがあるような、お子様がかなり来るようなイベントのところでこういった啓蒙活動ができればなどというふうには考えております。一応事例として申し上げますと、今回、骨密度とか、血圧と健康無料相談という形でブースをつくって啓蒙したところ、かなりの人数、お客様がご来場いただいたということなので、そういったところでメーカー様と協力しながら、お子様の歯ブラシに関しての提案もしていきたいと思っております。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続き、今度は消費者の立場からご発言いただければと思います。まず、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の釘宮委員様、お願いいたします。

○釘宮委員 釘宮でございます。

今回の資料の事故事例などを拝見しますと、大変痛ましい事故が書かれておりまして、こういった事故が少しでも少なくなると強く願います。

歯みがきというのは1日2回程度皆さんなさるのかなと思うんですけれども、そうしますと、これまで例えばコイン形電池ですとか、ブラインドのひもなどいろいろ取り組んできましたが、そういうものの中でも、ハザードに接するような機会というのは非常に多い商品になると思います。

私がお話を伺いましたのは、4歳と1歳半の女の子のお母さんだったんですけれども、お姉ちゃんが歯みがきをやっているのを見て、一緒に口に入れてみがくまねをすると。歯

ブラシを取り上げると泣いてしまうので、上のお姉ちゃんのお世話をしている間、どうしても目が離れてしまうというようなことで、事故のことは知っているんだけど、なかなか気をつけてあげることができないというようなお話を伺いました。

歯みがきの習慣をつけるということも非常に大事なんですけど、それと同時に、子供の安全を守るということも非常に重要ですので、その両者がトレードオフの関係になってはいけないと思います。両方満足できるような方法を協議会で皆さんと一緒に考えていけたらと思っております。よろしく願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

公益社団法人全国消費生活相談員協会の鈴木委員様、お願いいたします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

今回データをいただきまして、子供の歯ブラシの事故例などを見させていただきました。そして、25年、消費者庁と国民生活センターがやったデータに基づきまして、いろんな調査を実施した後で報道発表もし、ポスターもつくり、医療機関や幼稚園などへの啓発もやっているんですけど、やはりその後も事故が減らない状況というのは何とかしなくてはいけないのではないかと考えています。

では、何でこんなに事故が減らないんだろうかということちょっと考えてはみたんですけども、昔から事故はありました。うちの子供が小さいときも、やはり近所の男の子が走り回って喉を突っついたという情報は入っていました。でも、問題視されずにきたのかなと。親が目を離したからだ、親が与えたまま放置したからだということが、親の責任というのもよく出てくるんですけども、そのせいかなと思うんですけど、ずっと以前からこのトラブルは起きていまして、今回のトラブル事例を見ると、やはり重篤なものが結構出ていると思っております。

この事故例を私はほとんど読んでみたんですけど、昔と違って生活様式も変わってきていると思います。昔は、畳の部屋とかでまだクッションがあった可能性もあるんですけど、事故例の中で、ソファからの転倒、ソファでひっくり返ったというのが結構多いんですね。洋式化して椅子に座らせて歯みがきさせましょうが、ソファだと、ソファは不安定なのでぐらついたり、落ちたり、親は安心しているけれども、結局安心できない座り状態だったのかなというのがあります。

これを見ていますと、今までもずっと言われている啓発というのが本当に大切です。それはわかっているんですけど、商品もやはり改善して、なるべく重篤な事故にならないよう

な商品開発をしていただければなと思っておりまして、この協議会で歯ブラシを取り上げました。1歳から6歳ぐらいまでが対象なんですけれども、アンケート調査で実態を把握して、ぜひこれからの啓発、なるべく事故を防ぐような方向性に結びつけていきたいなと思っております。

○越山会長 引き続きまして、子育て支援に取り組まれています特定非営利活動法人子育てひろば全国連絡協議会の松田委員にお願いいたします。

○松田委員 ありがとうございます。今年のボタン電池のときから参加させていただいています。今年もいいテーマをいただけてうれしいなと思っています。

まさにきょうの事故事例のターゲットが一番やってくる場所かなと思っているんですが、全国に今8,000カ所ありまして、幼稚園、保育園に行く前の乳幼児の親子が日ごろ通ってくる場所です。

私も世田谷区で活動しているんですけれども、実感として、歯ブラシはすごくよくなっているなと思っていて、まだ課題があるなら、それはもちろんやっていただけたらすごくいいとは思いますが、それを選んでくれているのかなというところが1点で、どんな歯ブラシでこうなっちゃったのかなというのは知ってみたいと思っています。

なので、先ほど鈴木委員もおっしゃっていましたが、啓発はやっているけれどというところの見直しが必要かなと思っています。ボタン電池のときもそうなんですけれども、年度末にパンフレットができて、そこから先は終わってしまうというのがあって、私たちはそこからスタートというところがあります。

これを使ってどうやって伝えていくかというのをやりたいんですけれども、委員会は終わっているという状況で、これも歯ブラシの啓発パンフレットをつくって終わりかなみたいなのがちょっと見え隠れするので、そこを逆にメーカーさんや医療機関の皆さんと地域で直接親子と出会っている私たち、日常の中で出会っている私たちが組んで具体的に何かやっていかないと、見聞きするだけでは具体性に欠けるといえるか。

実際商品を使ってみてワークショップをとにかくあらゆるところで起こしていくとか、折に触れて繰り返し、そして親子はずっと入れ代わっていくので、ずっとずっとしつこく何年も続けなくちゃいけないというところができるかどうかということが、この会の1年の中で話し合われるとすごくいいなと思っています。保護者の責任とか、親のせいとか、母親が見ていなかったからということで終わりたくないなと思っています。よろしくお願ひします。

○越山会長 ありがとうございます。

引き続きまして、子供目線をもった安全で良質な商品の推奨を行っていますキッズデザイン協議会の小野委員様がお越しになっております。よろしくお願いいたします。

○小野特別委員 きょうは遅れて申しわけございませんでした。

私どもは2006年から活動を開始しておりまして、翌2007年からNPOとして、子供たちの安全・安心の向上と健やかな成長・発達に役立つモノづくり、コトづくりをデザインの力でやっていこうと活動してまいりました。特に子供基準でできたものを中心に評価をしていこうということで(キッズデザイン賞の企画運営を)やっております。今年は500点を超える応募がございまして、約10年になりますが、累計で2,000点以上の受賞作を世の中にご紹介をしているというような状況でございます。

その中であって、今回の歯ブラシについてですが、資料を拝見させていただいた範囲の中でいいますと、資料2にあります事故が発生した歯ブラシの種類を見ましても、歯ブラシの形状を工夫することで、重症・中症度の案件が減っているようにも思います。

また、資料5のほうにもございますけれども、海外の規制の中には、耐久性とか耐薬品性、衝撃に対する柄の強度といったものがJ I Sにない。それを追加することで幾つか解決できるのではないかと、企業サイドのほうでも幾つか子供基準に立ち戻ることによって、改良の余地があるのではないかとというふうに感想を持っております。

先ほど申し上げましたキッズデザイン賞に関しましても、資料1に商品が幾つか紹介されておりますが、一番右の曲がる歯ブラシは昨年度の受賞作でございまして、200グラムでみがける曲がる歯ブラシというものでございます。単に強度を上げて折れなくするというのではなくて、歯ブラシとしての最低限の機能性を残しながら、柄を柔らかくすることで喉突き事故を防ごうとするようなものでございます。

これも大きな意味では柄の強度を上げるということになると思いますが、答えは1つではないようにも思います。商品化には知財権もかかわってまいりますし、幾つかの企業のそれぞれの努力の余地というものも残すような形で検討できればと、そんな期待を持って今回参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、製品安全の研究に取り組んでおられます国立研究開発法人産業技術総合研究所の西田委員様、よろしくお願いいたします。

○西田委員 産総研・西田と申します。

歯ブラシに関しては、私どもは国立成育医療研究センターさんと事故情報を集めるというようなことをずっとやってきている中で、ナースの方々からもかなり重症な事故が起きているんですよということをいただきましたし、それから、ここ何年かの東京消防庁さんともそういうデータ活用の研究をやっているんですけども、その中でも調べてみると年間40件ぐらい。何でも10%が東京という意味では、恐らく全国ではその10倍、400件という数になるかなと思います。

かなり細長いもので起きるんですけども、通常よく使うものということで、とりわけ配慮が必要な製品のうちの1つじゃないかなということです。きょうも安全な製品が回覧されていましたが、ああいう形で日本のよいものづくりというのがなされていて、ああいうものがもっと広がっていくような方向になっていくといいなと思っています。

この協議会では、安全なものをどう考えたらいいかという少し基礎的なデータを整備するところでご協力させていただけたらいいかなと思っています。できたら歯ブラシに限らず、細長いものを製品にする場合にはこういう工夫が必要ですよというデータが示せるといいなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、全員にご意見をいただきましたので、これからフリーディスカッションをしたいと思います。ご意見や資料に関するご質問などがあればご発言をお願いしたいのですが、最初に、委員長が大変僭越で申しわけないんですけども、この資料の中でちょっとわかりにくかった点があったので、山中先生がお詳しいのかなと思うのでお伺いしたいのですが、事故が1歳で非常に多くあるというふうに紹介されました。1歳というのは1歳少し前のことを言っているんですか。それとも、1歳から2歳の間のお子さんのことを言われているのか。その辺は何かおわかりになりますでしょうか。

○山中特別委員 1歳だと思いますね。0歳であればまだ歩きませんし、まだ歯もほとんど生えていないですね。1歳代で歯が生えてきて、上4本、下4本ぐらい生えてくると歯をみがき始めるので、0歳ではなくて1歳超でいいんじゃないでしょうか。1歳は非常に不安定で転倒しやすいので、圧倒的に多いのは1歳だと思います。

○越山会長 わかりました。委員長が大変申しわけありませんでした。

それでは、ここからフリーディスカッションに入れればありがたいなと思います。ご自由に挙手をしていただいて、ご発言いただければ幸いです。

○松田特別委員 先生が今お話くださったんですけど、歩き始めということもあるのと、

大体このぐらいで自分でやりたいという「自分で」というのがあって、大人の手を振り払ってでも自分でやるというところで、根負けして放置するみたいなのが実態としてはあるかなという感じがあります。

でも、何となく布団に引っかかってとか、畳みのへりで転んでとか、クッションがあったとか、鏡台関係が絡んでいたりとか、暮らし、生活のごちゃごちゃの中にあるということはすごくあるので、そこから何となく不測の事態っぽく見えてしまうというか、いつもはそうじゃないんだけどということで特に母親が隠したがっちゃうというか、見せにくくしてくることがあるのかなというのはいくらでもあります。

ただ、子供がすごく自立の時期に向けているので、何でもだめだめというのでは、したくないという気持ちと、やりたい気持ちを尊重したいという気持ちと揺れ動いている時期が多いんじゃないかというのは、話を聞いていても実際の親子の間からは聞こえてくるということがあるかなと思っているので、そこはなかなかこうしろああしろと言えないところなんですけれども、啓発のときにも、ゴールイメージとしては、こういうふうにしなすようみたいなことが具体的にできるようなゴールにしてほしいと思っています。

メーカーさんの努力とかもすごく大事だし、何かやることや渡す工夫とかもあるかもしれないんですけども、親に求めるときに、パンフレットも具体的にやってみようと思えるようなゴールを示していただけること、行動が変容するようにということをぜひ最初にお願ひしておきたいなと思っています。

○越山会長 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

○小野特別委員 ちょっと初歩的な質問なんですけれども、喉に突き刺さったとあるんですが、以前に途中で折れてしまって、尖ったほうが刺さったのかなというような写真を見たことがあるんですが、この資料（資料2）の8ページにある日本小児科学会さんの事例では、毛のついた頭のほうから刺さったように読み取れます。もし毛のついた頭のほうから刺さってしまうということがあるとすると、どのような形状であると刺さってしまうのでしょうか。もしわからなければ後でもいいので、研究データみたいなものを教えていただけないでしょうか。

○岸邊特別委員 私もその資料は見たのですが、形状云々というより、最初にご説明があったと思うんですけども、お子さんの頭の大きさが通常の成人よりも大きい。大きいと言ったら言い方がおかしいですが、子供のときは頭のほうが大きくて、体重のバランスが頭寄りになっているので、それをくわえたままで転んだときに重い頭がそのまま下に落ち

て、その圧力でたとえ丸い形状であっても突き刺さってしまうようなことがあるとたしか書いてあったと思うのです。なので、尖っているとかそういうのじゃなくて、根本的にお子さんの頭が重くて、何かしら口の中に入れて倒れれば何かしらのけがが考えられるのではないかと理解しています。

○小野特別委員 ついでながら、最近の大人用の歯ブラシを見ると非常に頭（ブラシ部）が大きくて、Rが大きなものがあるんですけども、そういったものも含めて子供の頭の重さで突き抜けてしまうも、教えていただければと思います。

○西田委員 今回の実験の中でも、ある程度考え方をサポートするようなデータを出せるといいかなと思っているんですけども、私どもが過去にやった研究では、子供が転ぶときに大体毎秒1.5メートルぐらいの速度で頭が突っ込んでいくということで、そのときに細長いものが口の中に入っていると、今の解説がありましたように、丸くなっても結局細いので、そこはかなり圧力というか、応力が集中するので刺さってしまうことが起こり得るということは出てきています。

工夫はいろいろあるかなと思います。先ほど回っていたものなんかは、入らないように大きさを大きくしたり、曲がるようにしたり、つばをつけたり、いろんなやり方があるので、そういうものをうまく評価するようなものができるとう一步前進かなと。デザインをサポートするようなデータが出せるといいなというふうに思っております。

○山中特別委員 この事例は折れた歯ブラシの写真があるんですけども、先端の3cm部がぽっきり折れて上あごに刺さりました。最初は粘膜が傷口を覆って中に入っていることがわからなかったけれども、探したら、先の部分が全部入っていた。ということは、歯ブラシの先は丸いようですけども、ある程度の力がかかると、粘膜ぐらいは軽く突き抜けるということです。

ちょっと刺さりそうもないと思うかもしれませんが、喉の上に刺されれば、そこはすぐ脳の底ですから、骨を突き抜ければとても危険です。以前、綿あめの割り箸で死亡例がありましたけれども、あの場合も見たところ、中に潜っていてわからなかった。刺さって折れちゃうと中に残って危険ですし、食道のほうに刺さると食道に穿孔を起こすこともあり、喉のあたりは非常に危険な場所なのです。

○小野特別委員 はい。ありがとうございました。

○越山会長 ありがとうございます。ほかに何か。櫻井委員さん。

○櫻井特別委員 少し委員の皆様方への情報提供ということでお話をさせていただいたら

と思っているんですが、先ほどいろんな意味で喉突きの安全対策ということで、曲がるものの歯ブラシの具体的な話が出てきたんですけれども、子供用の歯ブラシには、ブラシの部分に毛があるものと、そうじゃなくてゴムのようなもので成形したものと2種類ございます。

毛のようなもの場合は、毛が接着剤なんかでくっついているのではなくて、金属でとめてあるという構造をしておるものが90%以上、日本、あるいは世界の歯ブラシを見てもなっておるんですね。私どもを含めた事業者が子供歯ブラシでお問い合わせ、あるいはお叱りを受ける一番多いのは、毛が抜けたというのが多いんです。これはなぜ起こるかといいますと、子供さんはやっぱり歯ブラシを入れてかむんですよ。かまれると穴が変形するんです。そうすると、ある意味接着をしている金属が外れてくるという現象が起こるんですね。

私が記憶しているのでは、海外の例だったと思いますが、その毛が喉に詰まって窒息をされたというケースがあったと聞いておりまして、その毛をとめる対策というのが業界の中で海外で非常に強く言われまして、金属使用というのは日本にもいくばくか反映されている、こんなことがあるんですね。

その際に、何が言いたいかといいますと、ハンドルの歯ブラシの材料が柔らかいと、当たり前ですけども変形しやすい。したがって、毛が抜けやすい。こんなことも起こりますので、喉突き防止をした、かわりに毛が抜けたとなつては、先ほどのバランスの部分だと思いますけれども、非常に具合が悪いことがあります。

これを規格という側面で照らしますと、J I S、あるいはI S Oでも毛が抜ける強度の規格は存在いたします。しかしながら、この規格というのは最低限これだけあったらいいということですので、これだけあったら何かをギャランティー、保証するというものではないです。

したがって、これは事業者の皆様方が独自で考えられていると思いますけれども、一般的に大人よりも子供さんはかむということがありますので、そのところは硬い材料を使うことによって抜けない施策を施されているということが、よくいろんなものを私どもも分析させていただく機会を通じて把握しているところでございます。これは日本に限ったことではなく、海外でもそんなことをやられておりますので、このあたりも少し含めて考えていかなければいけない部分かなというふうに感じております。

○越山会長 ありがとうございます。今のご発言で、金属というのは大人用の普通の歯ブ

ラシの中にも毛をとめるのに入っているものなんですか。

○櫻井特別委員 そうなんです。少し専門的な話になるので避けましたけれども、1つの穴に1つの金属片が大人用でも子供用でも1個入っているのです、親御さんはびっくりされるんですね。毛だけじゃなくて金属も出てきたと。こういうことで、透明のような歯ブラシだと黄色っぽく見えるかと思うんですけれども、そういったものが一穴一穴に入っております。

○越山会長 ありがとうございます。ほかは何かございますでしょうか。

○早川特別委員 専門的な立場より歯ブラシはどのように使われ始めるのか概念的なお話をさせていただきたいと思います。私たちは、歯ブラシをいつごろから使いなさいと言っているかという、年齢ではなく、大体上下の歯が4本生えたらという言い方をいたします。各育児書にもそのような記載が多いと思います。

では、上下の4本というのは、上4本、下4本、計8本なのか。それとも、上下で2本ずつ、4本なのかというところに対しては、極めて正確な記載がありません。その時期より前は、実際に離乳食などで口の中が汚れるような行動はとっておりませんので、ガーゼ等でふきなさいという話になっております。そうすると、一般論として、大体歯ブラシを始める時期というのは、1歳から1歳半ぐらいになるかなというのが一般論となります。

それから、「歯がため」がございませぬ。

実際にお口の中というのは、生まれたときから過敏がありまして、その過敏をとるためなどに例えば「歯がため」とか、そういうことを目的に口に色々なものを入れさせ、中には歯ブラシも同じように入れされる親御さんもいます。例えば離乳食のステップを飛ばしていくと、口に入れた食物をべえっと子供が出してしまうことがあります。それは硬いの嫌だよというサインが出ているわけで、それを親御さんが何度も押し込むと、極端な場合には子供は丸飲み対応をするようになります。また、離乳食の進行なども含め口の中の過敏がなかなか取れないメカニズムが歯ブラシという硬い道具が口の中に入ることをいつまでも嫌うということにも絡んでくる可能性もあります。

さらに、子供の精神的な発育のことを考えますと、おおむね3歳前後ぐらいまでは意味を理解した行動はとっておりません。3歳前の子供に遊びの道具と同等のように歯ブラシを持たせることに疑問を感じています。遊びの道具ではないということは極めて私は重要なことだと思っているので、歯ブラシにキャラクター物は要らないだろうと思っております。キャラクターがついているから子供が一人でも手をのばし歯ブラシを口に入れる可能

性は皆無ではないと思います。

さらに少々データとして知りたいのですが事故が起こるのは資料では1歳と年刻みですが、実際は1歳何カ月かがすごく知りたいところです。啓発のタイミングと事故の時期を考えてみましたが、歯科健診は公的な健診として1歳半健診と3歳健診があります。これは医科のほうも一緒ですよ。そうすると、公的な場所でリーフレットを配るという啓発事業は1歳半ですでできるわけです。それで保健所の歯科衛生士さんたちにも少し大きな声で言ってもらおう。

小児歯科学会としては、今回つくったリーフレットというのは、歯みがきがネガティブキャンペーンにならないよう裏側に事故のことが書いてあります。今回このような会議では、事故を防ぐという啓発のパンフレットですから、全面的に事故の事実ということをもまず知っていただく。その知っていただく啓発の時期は、1歳半健診にまずチャンスがあると思うのです。

そうこうしているうちに子供たちはだんだん自分でも歯みがきをする。さっき松田先生がおっしゃったように、やはり歯ブラシを欲しがります。お姉ちゃんと一緒にというのは大いに実際にあることで、そのときに必ずしも親御さんが関与できるとは限らないとを考えてしまうと、先程ご説明があったようなシーンでは安全なストッパーのついている歯ブラシが一番安全が確保できるのかなとも思います。

ちょっと私、気になったのですが、これは山中先生にも教えていただきたいのですが、さっき柔らかい歯ブラシがありましたよね。あれは後ろへ行ってそのまま気管のほうに行きはしないかな、うまく入ってしまいませんか。

○山中特別委員 喉は突くかもしれませんが。

○早川特別委員 奥でうまく曲がってそのまま入らないでしょうか。

○山中特別委員 そのまま気管には入らないと思います。

○早川特別委員 少し気になりましたので。それで、1歳半と3歳のところではいろいろな保健所等をうまく利用して、啓発ができるきっかけがあるかなというふうに考えました。まとまらないのですが、そのように考えました。以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

もっとお時間をいただきながら、いろいろ皆さんのお話をお伺いしたいところなんです。お時間もありますので、ここで先に進めさせていただければと思います。

この会議は毎年3回で終わっているんですね。しかし、今年はいろいろ皆さんのご意見

等をお伺いし、どんな方向性が見出せられるのかとか、具体的な対応策や有効な対策の考え方にはどういうものがあるのかということをしっかり考えたいと思ひまして、1回ふやして4回を予定しているというふうに聞いております。そんなこともあり、まだまだ皆さんと情報を共有していきながら議論していくべきところもあろうかなと思ひています。

本日、もう少しお伺いしたかった点としては、次があります。啓発活動の重要性というのは非常によくわかりますが、どうも店頭でのPOPの話や、メーカーさんのご努力の話、それから歯医者さんの現場だとか健診の場でどう伝えるかという点がありました。いつ、どのような形で現在伝えているのかとか、それは何でうまく伝わらないのかとか、そういう基本的なところも十分議論していかなければいけないし、そういうところから有効な告知方法みたいなものが多分出てくるのかもしれないと思ひたりもしてあります。

また同時に、歯ブラシ自体のお話も少し教えていただいて、まだまだ私などの不勉強な者には、歯ブラシの機構や構造などわからないところがたくさんあります。そういうこともいろいろ教えていただきながら議論を進めていければとありがたいと思ひます。

それでは、いただいたご意見については事務局のほうで整理していただければと思ひます。まだご意見等はおありになると思ひますけれども、先に進めさせていただければと思ひておりますが、とりあえず今のご意見は議事録、または今後の進め方の検討資料として事務局のほうでご整理いただければと思ひますけれども、よろしいですか。

○安全担当 皆様のお取組について第2回の協議会でもご紹介させていただきたいと思ひますので、詳細につきまして後日事務局よりご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、次に、議事の2に入りたいと思ひます。

まず、資料の6と7について事務局から説明をお願ひいたします。

○安全担当 それでは、歯ブラシに関するアンケート調査（案）と事故再現実験の案についてご説明いたします。

まず、歯ブラシに関するアンケート調査（案）についてご説明します。資料6をごらんください。

本調査の目的ですが、子供用の歯ブラシについて、使用実態と歯ブラシによる危害やヒヤリ・ハット経験事例を調査収集し、東京都商品等安全対策協議会で協議する際の参考資料とするものです。

調査地域と調査対象者は、東京都に居住、在勤または在学する1歳以上5歳以下の乳幼児を育てている男女1,000人を対象に、ウェブを利用したアンケート調査を行います。

2ページをごらんください。まず、属性に関する設問でプレ調査を行い、調査対象者を都に居住、在勤または在学する1歳以上5歳以下の乳幼児を育てている男女に絞り込み、

3ページ以降の本調査を行います。

では、本調査の設問案についてご説明します。3ページをごらんください。

初めに、子供が使用する歯ブラシの購入実態に関する質問です。ここでは、購入する販売店と、購入するときにもっとも重視する点について聞きます。

3ページの下の方の2問から5ページにかけて子供の歯みがきの習慣に関する質問です。歯みがきの頻度は、子供自身が歯みがきをしているかどうか、使用している歯ブラシの種類、歯みがきをしている場所、歯みがきをするときの姿勢について、立っているか、座っているか、台に乗っているかなどを聞きます。さらに、保護者が仕上げみがきをする際の子供の姿勢、歯みがきにかかる時間、子供が歯ブラシを口にくわえたり、手に持ったまま歩き回ることがあるかどうかを聞きます。

6ページをごらんください。6ページから8ページにかけて、子供が使用する歯ブラシによる危害、ヒヤリ・ハット事例に関する質問となります。危害、ヒヤリ・ハット経験をしたときの子供の年齢、事故が起きた場所、どのような状態でけがをした、しそうになったか。そのときのけがの程度、入院したか、受診したかなどを聞きます。さらに、刺さった、切り傷になったかなど、どのようなけがをしたかや、使用していた歯ブラシのタイプについて聞きます。また、自由記述形式でそのときの状況をできるだけ詳しく回答してもらいます。さらに、事故が起きた原因は何であるかと考えるか、事故が起きたとき、製品についてどこかに報告したかについても聞きます。

9ページをごらんください。事故の認知度に関する質問となります。歯みがき中の歯ブラシの事故について危険性を感じているかどうか、事故を防ぐためにどんな対策をしているか聞きます。また、子供が歯みがきをしているときに、転倒するなどして口腔内に歯ブラシが突き刺さる事故が起きていることについて、その認知度について聞きます。

さらに、パッケージの使用上の注意を確認しているかどうかについても聞きます。

10ページをごらんください。最後には、自由記述形式で子供の歯ブラシの安全性について感じていること、事業者や行政への要望について回答してもらいます。

以上がアンケート調査の設問案となります。

続きまして、事故再現実験の案についてご説明いたします。資料7「歯ブラシに関する事故再現実験（案）」をごらんください。

まず、1の実験の目的ですが、歯ブラシに関する子供の事故事例を踏まえ、子供が歯ブラシをくわえたまま転倒し、口腔内を受傷する再現実験等を行い、問題点と課題を分析し、今後の検討に役立てることです。

2の調査実施機関は、西田副会長が所属しておられる国立研究開発法人産業技術総合研究所にご協力をいただき、実施したいと考えております。

3、実験内容は、まず（1）として、子供が転倒したときにかかる力と、歯ブラシ等による口腔内の被害状況の確認を行いたいと考えます。子供の頭部や転倒高さを考慮し、転倒時に加わる力を歯ブラシで鶏肉等に与え、口腔内を模擬した鶏肉への刺さり具合を観察します。

また、子供が使用する日用品で口にくわえたまま転倒するなどした場合、危害のおそれのあるもの。例えばフォークなどでも行い、それらと同様に歯ブラシも危険性があること、またその被害状況を確認します。

実験条件ですが、年齢は事故事例の多かった年齢が1歳から3歳ですので、1歳、3歳としたいと考えます。

姿勢は、同じく事故事例より転倒に至った状況として多かった立った状態と、床に座った状態から転倒した事例もあることから、座っている状態の2条件としたいと考えます。

口腔内の再現として、堅い板状のものに鶏肉を載せ、咽頭部を再現したいと考えます。

歯ブラシについては、通常の歯ブラシ、ネックの部分が曲がる歯ブラシ、先端が柔らかい素材でできた歯ブラシで行う予定です。

また、口にくわえる可能性のある日用品、例えばフォークなどについても行いたいと考えます。

次に、実験（案）の裏面をごらんください。実験内容の（2）についてご説明します。

（2）では、誤飲チェッカーによる子供用歯ブラシ等の喉突きの検証を実施したいと考えます。この実験は誤飲チェッカーを使用し、歯ブラシやそのほか子供が口にくわえる可能性のある日用品が口腔内を傷つけたり、刺したりする可能性を評価するものです。

実験条件として、使用する誤飲チェッカーは、誤飲や窒息防止教材の3歳児の口腔の大きさに基づくものを使用したいと考えます。

また、歯ブラシは通常の子供用の歯ブラシ、持ち手がリング型の子ども用歯ブラシ、喉

突き防止プレート付きの子供用の歯ブラシなど、また、子供が使用する日用品について実施したいと考えます。

事故再現実験（案）の説明は以上です。

○越山会長 ありがとうございます。

それでは、資料6と資料7のアンケート調査表と事故の再現実験（案）についてですが、ご意見等、またはコメントなどございましたら、質問事項も結構ですのでお願いいたします。この実験計画というのは結構雑駁なので、具体的に何をどう実験するのか見えにくいなどと思われる方もおられるかもしれないので、どうぞ忌憚のないご質問とご意見をいただければと思います。

多分この実験は、会議の後の8月、夏休みあたりにやることになるのかなと思っております。ですから、今回はこの実験結果、それからアンケート調査結果が出た段階でその結果を検討するようになってしまいますので、この計画（案）についてもしわからないところとか、もっと明確にしておいてほうがいいなというようなところ、ご意見等がございましたら、どうぞ今のうちにいただければ幸いに存じます。

○松田特別委員 6ページの（14）番は、3歳何カ月まで聞いていただけるといいかなと思います。

○越山会長 資料6ですね。

○松田特別委員 ごめんなさい。アンケート調査の資料6の6ページで、0、1、2、3、4、5歳となっているので、ここはできれば月齢まで、何カ月まで聞いていただけたらと思います。

○越山会長 確かに承りました。

○早川特別委員 資料6の3ページの購入実態のところなんですけれど、歯科医院と薬局が一緒になっていて、ドラッグストアと薬局が別になっているというのは、何か意図があるのでしょうか。

○越山会長 歯科医院と薬局というのは、お医者さんの横にある薬局のことを言っているんでしょう。

○生活安全課長 すみません。ちょっと記載方法を考えますが、スーパー、ドラッグストア、ホームセンターというのは量販店的なもので、会長がおっしゃったように、歯科医院・薬局は、歯医者さんと、そこでお薬を出してもらえるような薬局みたいなことを想定しておりました。

○早川特別委員 そちらの方（岸邊委員）のほうがよくご存じかと思うんですが、歯科医院に入ってくるルートと、それ以外に入ってくる歯ブラシのメーカーのルートは違いますよね。ですから、薬局と歯科医院を一緒にしちゃうとまずいんじゃないかなと思っているんですけど。

○岸邊特別委員 ドラッグストアと薬局と両方やっていますのでご指名されたという事で、歯医者さんだと、歯みがき相談みたいな形は歯科の中でやって、歯科の中で歯ブラシを買うというのは経験上でもあったと思うので、いわゆる門前の調剤薬局においては、歯科からの依頼で歯ブラシを売るといのは事例としては少ないかなと。

そもそも、歯医者さんで購入する歯ブラシと、薬局・ドラッグストアで売っている歯ブラシは、種類の違う商品で、それぞれの場所でしか購入できないのが基本です。

通常薬局という分類ですと、個人店で申し上げると、歯ブラシ等の商品の取扱いが少ないかと思えますし、ドラッグストアのほうも調剤併設を大分頑張っていますので、調剤併設ドラッグストア（これも薬局）というふうに分けると、厚労省＝薬局、経産省＝ドラッグストアと管轄の違いになるのであれば、薬局は調剤薬局という形で別分離でアンケートに入ればよろしいのかなと思います。

○松田特別委員 お医者さんの指導で買ったという意味の薬局なのかなと思ったんですけども、ここにセットされているのはそうではないということですね。

○生活安全課長 松田委員がおっしゃったように、歯医者さんで購入するものと、歯医者さんに勧められ薬局で購入するものを想定していたんですけども、本日の委員の皆様のご意見を踏まえて、ここの分類については再度検討し、委員の皆様方にご提示させていただきたいと思います。

○越山会長 ありがとうございます。この中に100円ショップとありますが、100円ショップにも売っているんですか。（「売っています」の声あり）そうですか。すみません。

○小野特別委員 アンケートについてお願いがあります。1つは、歯みがきの習慣化を促進するのに、インターネットとかゲームなんかでやられているケースがあると思うのですが、そういったメディアを活用しているのかどうかを追加してもらえないでしょうか。

もう1つは、ある30代の男女のアンケートでは、スマホとかテレビを見ながらという「ながらみがき」が多いのだそうです。親がそうだとどうしても子供がまねしてしまうところもあるので、そのあたりも聞いていただけないでしょうか。

というのは、子育てにあまり積極的でなかった私が言うのも変なんですけれども、なぜ

洗面所で歯みがきをしないのか。どうしてリビングとかソファで歯磨きをするのかは、最近になってお母さんたちとお話ししてやっとわかりましたが、では何故歯みがきする場所の習慣化まで踏み込めないのかがちょっと腑に落ちません。そういったものもデータ的にとれば、今後の検討材料になるんじゃないかなと思ひまして、お願いしております。

○釘宮委員 アンケートのほうで3点ほどお願いがあります。

まず、ページでいうと3ページから5ページあたりのところで、設問1の中の小項目になりますけれども、その中の(4)から(12)ぐらいは、2人以上のお子さんをお持ちの場合、どのお子さんについて書けばいいのかというのがちょっとわかりにくいところがありますので、そのあたりを工夫していただきたいというのが1つです。

それから、同じくその中の(7)「お子様の歯みがきはどこでしますか」というので、私がお話を伺ったお母さんはキッチンでやるという。要するに、親がいるところでやるケースが多いようなんですけれども、そうすると、キッチンというのもあるというお話がありました。

それから、5ページになりますけれども、(10)「お子様の仕上げみがきはどの様な姿勢で行っていますか」というのは1択なんですか。もし1択であれば、一番多いものというふうに、いろんなケースがあると思うので、そのような書き方をしていただけるといいと思います。以上になります。

○櫻井特別委員 アンケート用紙の9ページ、事故の認知度のところですね。これは先ほど来お話が出ています、情報をどんなふうに伝えて、伝わったのか。これまでのことも含めてですけれども、(25)番のこういう事例があることを知っていますかについてですけれども、このことを知った人がおられるんだしたら、どこで知ったのかということは確認しておくべきことなのかな。それが今までやってきたことの効果検証の1つにつながるんじゃないかと思ひます。

もう1個は、先ほど先生方のお話の中で、1.5歳健診でやったらどうか、あるいは歯医者さんにそういうことを言ってもらったらどうか。どういうところのシチュエーションでこういう事例を含めて情報提供していただくと親身になって伝わるか。こんなことも少し工夫して、消費者の方にとってどういうものが一番腹に入るのかというようなところを少し探れたら、どんな情報の出し方、どこの場所ですしたらいいのかということにつながれるんじゃないかと思ひます。

それから、資料7でございますけれども、先ほど少し実験計画というようなお話もあり

ましたので詳細説明があるかもしれませんが、1歳、3歳というのは、いわゆる実験をする上での高さが異なるというような意味合いでいいのかということが1つ目でございます。

2つ目は、鶏肉というものがありませんけれども、こういうことを例えばメーカーがやると、それは口の中の組織とどれだけ妥当性が近いんだとこんな話が必ず出てくるので、ここは何らかの妥当性みたいなものをもし西田様のところで用意されておられるようであったら、紹介をいただけないかなというふうに思います。

それから、そこにも関係しますけれども、そういう妥当性があまりとれないんだったら、実際にこういう事故の例が起こったものを文献なんかにして出されている部分も幾つか見られると思いますので、そういうもののほうが実際に起こった事例ですから、活用するには事実を述べているという部分もあっていいのかもしれないなんて感じたりもしたものですから、このあたりは皆さん方のご意見もお聞きしたいと思っています。

これはまたどんなふうに活用するかによって少し違ってくると思うんですけども、あくまでこの会の中で問題点、課題を分析するということでしたらいいんですけども、いろんところでこういう歯ブラシが口の中に刺さるよという悪いことだけがひとり歩きするようなことになってはいかんで、そのあたりのコントロールの方法も含めて、どんなふうにつかむのかということをお教えいただければと思います。

○越山会長 最初の2つのご質問は西田さんのほうで。

○西田委員 1つ目の年齢に関しては、多発が一番多いのは1歳ということで、1歳を含めようということです。1、2、3歳というのは多発しているということなので、そこを中心にやろうということで、1、3ですね。2、3とやってもいいですけども、実験の数が決められているので、1、3ということです。多いのは1かなと思っています。

確かに高さの影響もあるので、頭の重さと高さの影響を見るということになるかな。1つの考え方を出すというふうに思っています。

○櫻井特別委員 今回は高さとお頭の重さということですね。

○西田委員 そうです。

それから、妥当性はなかなか難しいんですけども、一応過去の文献で材料力学的には近いものを持っているということがわかっているので、完全に同じことは難しいんですけども、このあたりを目安にしたい。それから、こういう根拠で今回鶏肉を取り上げましたということは述べたい。逆に、ある程度の限界はありますよということも述べたいなど

思っています。

活用は難しいですかね。活用はまた議論をさせていただいて、僕としては、デザインに役に立つようなデータをお示しするというのが一番かなと思っていまして、何かをこれからつくられるときに、ある程度こういう理由で安全性が高いと思われまよということと言えるといいかと思うんですけれども、そういう根拠も今はないと思うんですね。そういうものづくり側の支援につながるというんじゃないかなというふうには思っております。

ひとり歩きはどうか。実は我々、過去にこういうデータを出してきたことはあるんですけれども、なかなかひとり歩きしなかったところがある。こういう表現は非常に使用者とか消費者に伝わりにくいところもあって、むしろものづくり側のデータになるといいのかなというふうには思っています。

○櫻井特別委員 私どもが心配しているのは、もちろん知っていただくということは大事なんですけれども、いわゆるネガティブ情報ですね。正しく今までの歯ブラシを使っておられる方が少し混乱を起こして、今までのブラシでは具合悪い、危ないということだけが情報として伝わるようなことになってはいかんで、そこら辺をうまくお伝えしないといけないんだろうなというふうに思っておるところでございます。

○西田委員 それはおっしゃるとおりだと思います。

○生活安全課長 実験の結果の発信の仕方については、私どものほうでも工夫をしっかりとしていきたいと思っております。できるだけ情報を正しくお伝えしていきたいということと、具体的にお伝えしていきたいということで考えております。そこはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

○大久保特別委員 今回のアンケートについて、購入実態の（２）と（６）の関係なんですけど、基本的にどういうものを使っているかというものの（６）をお聞きして、どうしてそれを選んだのかという重視点みたいなものを聞かれたほうがいいのかと思っております。

答えをわかっていて設問を設計してはいけないと思うんですけれども、基本的に喉突きの安全配慮したものを知っているのか、知らないのか。知っているのに購入されないのは何なのかというのは、やっぱり物をつくっている者としては情報として知りたいところでもありますけれども、最後の設問は我田引水チックになりますので、要は使っているものは何か、どうしてそれを購入されたのか、その最重視点は何かというのは今回のアンケートでお聞きしたい内容ですので、ご検討いただければと思います。

○生活安全課長 本日、委員の皆様方にいただいた意見につきましては検討をさせていただきまして、また別途委員の皆様方にはアンケート調査を実施する前にご提示して、ご相談させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○越山会長 ちょっと時間が押してまいりましたので、まだご意見がおありかもわからないのですけれども、どうしても資料6と7についてこのことだけは言っておきたいということが最後に何かございますか。

よろしいですか。それでしたら、アンケート調査（案）と事故の再現実験（案）の大筋については、このような方向で進めさせていただければと思います。

それでは、今事務局からお話があったとおり、ご意見等を整理してもう一回作り直してみたいということになると思います。このほかお気づきの点がありましたら、今週中に事務局のほうにご連絡いただければという方法もあるということになっております。

なお、実験状況の詳細については、実施前に説明会を予定しております。日時等については事務局からご連絡させていただきます。次回の協議会では、アンケート調査と事故の再現結果について報告してもらうこととなります。このことは先ほどお話ししたとおりですね。というような実験の流れと進め方ですけれども、方向性としてはよろしいですか。

それでは、この方向性で準備させていただければと思っております。

最後に、今後のスケジュールについての説明をお願いしたいと思います。

○安全担当 それでは、今後のスケジュール（案）についてご説明いたします。

最後の資料8をごらんください。本日、内容についてご承認いただきましたアンケート調査は準備を進めまして、8月中旬以降実施を予定いたします。本日いただいたご意見のほかにお気づきの点がありましたら、今週中に事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、事故再現実験も8月中旬以降実施する予定です。実施前の詳細について説明会を行いますので、日時等は事務局より委員及び特別委員の皆様にご連絡いたします。

第2回協議会では、委員及び特別委員としてご参加いただいている各団体の取組についてもご報告させていただきたいと思っておりますので、後日、事務局より団体等の取組についてご報告を依頼させていただきますので、どうぞご協力をお願いします。

第2回協議会ですが、10月26日の10時からを予定しています。第2回協議会では、アンケート調査と再現実験の結果、団体等の取組状況についてご報告いたします。また、調査結果は委員の皆様方のご意見を踏まえて、協議会報告書の素案を事務局からご提示したい

と考えております。こちらについて課題や対策についてご検討いただきます。

その後、第2回協議会で協議いただいたご意見を反映して素案を修正し、委員及び特別委員の皆様にご確認いただき、何回かやりとりをさせていただいて、第3回までに協議会報告書の案をまとめていきたいと考えています。

第3回協議会は12月開催を予定していますが、こちらの協議会報告書（案）について協議していただきます。その後、また協議会でいただいたご意見を反映して、報告書（案）を修正して、委員及び特別委員の皆様にご意見をいただきまして、何回かやりとりさせていただいた後、協議会報告書最終（案）をまとめてまいります。

1月開催予定の第4回協議会ではこちらの協議会報告書最終（案）を決定していただき、東京都に報告していただく予定となります。代表会の協議会終了後、都は協議会からの報告を受け、結果のプレス発表、また消費者への注意喚起、関係する業界団体の情報提供と要望、国等への情報提供と要望を行っていきたいと考えております。

第3回、第4回の協議会の日程については、後日事務局よりまた日程調整のご連絡をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で今後の協議会のスケジュール（案）についてのご説明を終わります。

○越山会長 今の説明で何かご不明な点とかございますか。

○松田特別委員 団体の取組報告というのは、どういうものを求められるのでしょうか。

○安全担当 歯ブラシが今回のテーマですが、ご参加の各団体の皆様の今までの子供の安全に向けた注意喚起のお取組、会員の方への周知方法とか、そういうお取組についてお答えいただきたいと思います。

○越山会長 今のご指摘は、こういう公的な調査、審議会というのはやりっ放しで終わってしまうということあると思います。継続的にやっていけるようなシステムづくりみたいなことはすごく大事なんです。多分そのことをご心配されているのだと思いますので、逆にこういうルート、またはこういうタイミングでこういう啓発をやったほうがいいんじゃないのという具体的な推奨案でも結構なんですけれども、そういうものをいただければ、それも参考にさせていただければ幸いです。

先ほど、実験実施前の説明会というお話がありました。実験は公開実験ではないということだけはお知らせしておきます。事前の説明会というのは、こんな形で実験をやることを考えていますよということをお知らせするだけですので、決して実験の公開だとか、サンプルがわかるとかそういうことではないので、その辺は事務局のほうで調整しながら進

めていていただくようになるかと思えます。よろしいですか。

○安全担当 ただいま会長より実験についてご説明いただいたんですけれども、公開実験についてですが、説明会は事前の説明ということで行います。事務局としては、委員及び特別委員の方々にごらんいただける日を実験実施期間中に設けたいと考えておりまして、こちらについては日程を調整しまして、後日連絡させていただきます。報道関係への公開についても含めまして検討したいと考えております。以上です。

○越山会長 そういうことですね。わかりました。

それでは、多少不手際がございまして大変申しわけございませんでした。これにて本日の協議会を終了させていただければと思います。どうもありがとうございました。

午後 3 時33分閉会